

行財政改革大綱の基本方針（案）

1 目的 ～次期基本計画の推進を着実に支えるための行財政の新たな改革～

本県の行財政改革については、平成15年11月に「財政改革プラン」を策定し、翌平成16年12月には、第4次となる「行政改革大綱」の改定を行い、これらを両輪として、職員数の適正化や組織の見直し、民間活力の活用、事務事業の見直し等県行政全般にわたる大改革を断行するとともに、財政再建団体への転落回避と持続可能な財政構造の構築を図ってきたところである。

これらの取組により、平成16年度から平成19年度までの4年間で、行財政運営システムの簡素・効率化を推進するとともに、2,567億円の財源不足額の縮減を行いつつ、県の基本計画である「生活創造推進プラン」に基づく施策の重点的推進や新幹線建設負担金等の財源を確保するなど、着実な成果をあげてきたところである。

このような行財政改革努力を土台とし、本県では、「生活創造社会」の実現に向けて、未来と今を支える人財の育成、攻めの農林水産業、あおもりツーリズム、あおもり型産業の育成などの産業・雇用対策、保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進、医師確保のためのグランドデザインの推進など、県勢の発展につながる新たな施策を積極的に展開してきたところであり、その結果、各分野において、次なるステップへ飛躍するための新しい芽が着実に育ってきているところである。また、長年にわたり取り組んできた東北新幹線についても、平成22年度には全線開通を迎え、これまでの努力が開花するとともに、各方面への大きな波及効果が期待されるところである。

このように、本県が、これまで「耕し、種を蒔き、芽を育てた」取組を、今後「大きく芽吹かせ、結実させる」ためには、その羅針盤としての次期基本計

画に基づく諸施策を着実に推進するとともに、それを支えるための安定した行財政基盤の確立が不可欠である。

このため、平成21年度以降の新たな行財政改革の大綱を策定し、行財政の新たな改革に取り組むものである。

2 行財政改革の取組方針

取組期間

行財政改革が下支えする次期基本計画の期間（予定）に合わせ、本大綱の取組期間を平成21年度から平成25年度までの5年間とする。

なお、平成21年度から平成23年度までの3年間を集中取組期間とし、改革成果の早期発現を図ることとする。

新たな行財政改革により目指すべき行財政の姿

本県財政の現状をみると、これまでの取組により元金ベースでのプライマリーバランス（基礎的財政収支）を大きく改善させるなど、ストック面での財政構造改革に一定の進展をみたものの、平成17年度以降の国の地方財政対策により新たな財源不足額が発生し、多額の基金取崩しを余儀なくされているなど、フロー面での財政運営の厳しさは依然として続いており、真に持続可能な財政構造を確立するには未だ道半ばと言わざるを得ない状況にある。

また、本県を取り巻く社会経済情勢は、急激な人口減少、地域間競争の激化や更なる地方分権の進展に向けた動きなど、大きな変化の中にある。

このような状況の中で、次期基本計画に基づく諸施策の推進を着実に支えていくためには、これまでの仕組みや過去のやり方にとらわれず、これからの時代に合った新たな県政スタイルを創り、時代の変化に柔軟に対応できる行財政基盤を確立していく必要がある。

このため、これまでの改革の取組による素地を踏まえつつ、新たな行財政改革により、次のような県行財政の姿を目指すものとする。

時代に適応する公共サービスへの転換

県民ニーズが多様化する中で、社会経済情勢など県行財政を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、県として果たすべき役割を「県民に真に必要とされる、県でなければできない公共サービスの提供」に重点化するとともに、県民、NPO・ボランティア団体、民間企業等の様々な主体が「公共」を支え合う仕組みを広げ、共助による公共領域の拡大を目指す。

県庁の組織体の力を最大化する行財政運営システムの構築

時代の変化に柔軟に対応し、限られた行政資源（職員・財源）で最大の行政効果を発現していくため、経営感覚をもった職員による簡素で効率的な行政執行体制を推進しつつ、県庁の組織体としての力を最大化する効果的かつ効果的な行財政運営システムの構築を目指す。

持続可能な財政基盤の確立

生活創造社会の実現に向けた諸施策の推進を着実に支えていくため、「財政基盤の安定なくして県政なし」の考え方の下、青森県を決して財政再生団体に転落させない財政運営を堅持するとともに、身の丈すなわち財政力に見合った財政構造の構築など、時代の変化に的確に対応した持続可能な財政基盤の確立を目指す。

改革の柱

上記に掲げる県行財政の姿を目指し、具体的な取組に向けて、次の3つの改革の柱を定めるものとする。

公共サービス改革

～選択と集中の徹底による県行政の業務範囲の重点化～

限られた行政資源を有効活用し、「県民に真に必要とされる、県でなければできない公共サービスの提供」を目指すため、県の業務全般について、「何をやっているのかではなく、県民にどんな効果をもたらしているのか」などの行政経営の観点から取捨選択を行い、優先度を考慮した集中を徹底

し、県が担う業務範囲の重点化を図るとともに、それ以外の業務については、民間への開放や市町村・民間との連携・協働を積極的に推進する。

県庁改革

～少数精鋭体制による柔軟で機動的な行財政運営システムの構築～

重点化した県の政策・施策を効果的・効率的に実施するため、職員のコスト意識やスピード感といった経営感覚を磨くなど意識改革を図りつつ、柔軟で機動的な行政資源の配分など、少数精鋭体制による行財政運営システムを構築し、成果重視型の行政経営を推進する。

財政構造改革

～持続可能な財政構造の確立～

2010年代半ばでの基金の取崩しに頼らない収支均衡型の財政構造の確立という中長期的な目標の実現に向けて、ストック面（将来世代への責任）とフロー面（単年度のやり繰り）の両面での総合的な財政収支の改善を図るため、財源不足への対応や身の丈すなわち財政力に見合った歳出規模への転換に向けた取組等の継続により、持続可能な財政構造の確立を推進する。

また、「公共サービス改革」、「県庁改革」と一体となって、選択と集中型、成果重視型の財政運営を進めるとともに、公会計の整備等に取り組み、財政構造改革の質的な側面からの深化を図る。